



# EAnetwork

当ニュースレターは、株式会社アースアプレイザルより、最新のニュースと解説を定期的にお届けしています。このEAnetworkは弊社HPより配信のご登録を行われた方、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方、及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。

ニュースレターの送付には、お客様から頂戴したお名刺やお申し込みになった電子メールに記載されたお客様の個人情報を利用してあります。弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人情報の利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが最終ページにチェック、ご記入の上FAXにてご返送、または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

今回のコラムは『自治体のフェイズⅠの実情と運用(2)』をお送り致します。

## ☆ Environmental column ☆

### 『自治体のフェイズⅠの実情と運用』(2)

(社) 土壌環境センターが平成19年度に環境省へ提出した報告書を参考にして、地方自治体のフェイズⅠ(資料等調査)の条例整備の状況を記述する。この報告書は、「土壌汚染調査対策手法検討調査」の成果として提出されたものである。

今回は、フェイズⅠの条例の運用実態を、東京都、愛知県、大阪府、広島県、川崎市、名古屋市について記述する。

- 1) 調査を要求する土地改変の規模(面積)については、①敷地面積を対象とする自治体〔東京都〕、②土地改変の範囲(事業計画面積)を対象とする自治体〔愛知県・大阪府・広島県・名古屋市〕、③規模の要件がない自治体〔川崎市〕がある。土対法の主旨は暴露経路の管理にあるわけで、その主旨に倣うならば土地改変の範囲を対象とすることが適当ではないだろうかと思う。
- 2) 条例の対象となる汚染原因については、今回対象とした6自治体全てにおいて、特定施設以外の有害物質の使用を対象としている。自治体が公表している特定施設以外の事例として、上記の報告書に以下の記載があった。

ガソリンスタンド、製陶工場、プラント熱媒体のPCB、クロードの鍍金工程、ドラム缶などでのTCE洗浄、水銀メーターの製造、練炭工場、塗装、射撃場、工業高校、自動車修理工場

- 3) 埋設廃棄物については、①フェイズⅠの対象としない〔広島県〕、②フェイズⅠの対象とするが、フェイズⅡ(試料採取と分析)は要求しない〔東京都・愛知県・大阪府・川崎市・名古屋市〕に分かれている。
- 4) 過去の事業内容が不明な場合の分析項目は、①法に定める全項目の分析を要求する〔東京都 但しケースにより農薬を除く場合がある〕、②農薬以外の全項目〔大阪府・川崎市〕、では、基本的には「汚染のおそれがない」と判定するので、分析は指導しない〔愛知県と名古屋市〕に分かれている。また、事業内容は明らかであるが、特定有害物質の使用履歴が不明の場合は、①業種によって特定の項目〔東京都・大阪府〕、②情報により項目を判断〔川崎市〕、③おそれがないと判断するので分析は指導しない〔愛知県・名古屋市〕である。
- 5) 『おそれあり』と判断するケースについては、①どのような形態であっても有害物質の使用履歴がある場合〔広島県・川崎市〕、②飛散や流出の可能性のあるような形態での使用の場合〔大

大阪府・川崎市・名古屋市)、などが挙げられているが、東京都・愛知県ではケースバイケースで『おそれがない』と判断する場合もある。事故履歴がある場合には、①『おそれなし』とは判断しない〔東京都・大阪府・川崎市・名古屋市〕が多いが、②愛知県では『おそれなし』と判断する場合もある。環境省の報告によれば、汚染原因の70%近くが有害物質の不適切な取扱いによる漏洩、あるいは施設の破損事故による漏洩である。一般的には有害物質が使用される業種の事業所では、汚染の可能性があると判断しておくことが重要であろう。

2 階以上での有害物質の使用については、①『おそれあり』と判断する自治体〔名古屋市〕、②『おそれが少ない』が〔川崎市〕、③『おそれなし』が〔愛知県・大阪府〕、④ケースバイケース〔東京都（床構造による）〕となっていた。

6) フェイズⅠを運用する上での自治体が抱えている課題としては、(1)フェイズⅠの限界、(2)現行制度に由来する課題、(3)調査方法や評価に関する技術的課題、について意見が挙げられている。これらについて、上記6自治体以外の意見も合わせて記述する。

#### (1) フェイズⅠの限界

①情報不足による不確実性〔横浜市〕、②調査者の能力の差異による不確実性〔大阪府〕、③使用履歴がなくても客土由来の汚染可能性が否定できない〔尼崎市〕、④有害物質の使用履歴がなくとも汚染が見つかることがある〔愛知県〕などがあつた。

#### (2) 現行制度に由来する課題

①調査実施者によって内容が異なる場合がある、②調査実施者が事業者（当事者）の場合は調査機関（第三者）の場合に比較して、客観的な情報が得られない可能性が高い〔いずれも川崎市〕。

#### (3) 調査方法や評価に関する技術的課題

①廃棄物の埋立履歴のある場合の調査方法〔川崎市〕、②もらい汚染に対する考え方〔川崎市〕、③事例ごとに条件が異なるために調査基準や具体的方法を示すことが困難〔愛知県〕、④の履歴確認の時期〔埼玉県〕、⑤情報が不十分な場合の調査方法の指導が困難〔大阪府〕、などであつた。

上記課題への意見から、自治体はフェイズⅠに高い確実性を要求しているように感じる。フェイズⅠの元祖である ASTM では、不確実性を排除するには時間と費用による大きな制約があることの認識に基づいて、不確実性は排除できないという立場を明確にしている。自治体としてみれば行政に課せられる責任という点で、可能な限りの確実性を求める点は理解できるものの、不確実性を完全に排除することは、非常に困難であることを認識すべきと考える。

調査実施者の能力や内容の差異についての課題は、わが国では現在のところフェイズⅠの規格が存在しないこと、従って、フェイズⅠの指導が出来ないという現実を改善しない限り、解決できる問題ではない。つまり、早急な法的根拠のあるフェイズⅠ規格が必要であると考えられる。

## ☆土壌汚染対策法の改正について☆

2009年4月24日、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（法律第23号）が公布されました。主な改正内容としては、下記のとおりとなります。なお、施行日は2010年4月1日の予定です（施行予定日は環境省への電話ヒアリングにより確認（5/11））。

- ① 土地の形質の変更を行う場合、その対象となる土地の面積が一定規模以上の場合は都道府県知事に届出が必要。さらに、都道府県知事は、当該土地に土壌汚染のおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施を命ずることができる。
- ② 都道府県知事は、土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しない土地の区域を、当該汚染による健康被害が生ずるおそれの有無に応じ、下記の2つに分類する。
  - (1) 土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）
  - (2) 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置区域）
- ③ その他、汚染土壌の搬出時の管理、指定調査機関の信頼性向上のための規定等

今後、施行令・施行規則等の改正により、更に具体化されていく過程で、随時、情報を掲載していく予定です。

## ☆2007年度温室効果ガス排出量の確定値が公表されました(環境省)☆

前号のコラム「環境リスクについて-その2-」の中で引用しておりました、環境省発表の2007年度温室効果ガス排出量の確定値が公表されましたので、ご紹介いたします。

結果は、温室効果ガスの総排出量は二酸化炭素に換算して約13億7,400万トンでした。これは、京都議定書の規定による基準年（CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oは1990年、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>は1995年）の総排出量（約12億6,100万トン）と比較すると、約9.0%上回る値でした。速報値が8.7%増となっておりますので、ほぼ速報のとおりの結果となります。

また環境省では、京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量の算定結果も公表しており、2007年度は約4,070万トン（うち森林4,000万トン、都市緑化等70万トン）の吸収とのこと。これは、基準年総排出量の約3.2%に相当します。

（参考：環境省2009年4月30日報道発表）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11091>

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニューズレターへの感想や土壌汚染・アスベストに関するご質問など、お気軽にFax または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。

以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。

株式会社アースアプレイザル  
編集者：伊藤美喜・伊藤祥子  
TEL: 03-5298-2151  
FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル・山京ビルマネジメント・レアックス（北海道）、EFA ラボラトリーズ、ジオネット・オンライン、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・リサイクルワン・協和地下開発（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、アースアプレイザルGF（大阪）、三協エンジニア（奈良）、エイトコンサルタント（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、東建工業・アースアプレイザル九州（福岡）、三矢エンジニアリング（沖縄）  
海外：Forensic Analytical/Golder Associates Inc./Tetra Tech EM Inc.